

〔駐村研究員だより〕

新食糧法 2 年目

——米づくりの現場から——

なか じま のほる
中 島 登

7 月中の天候が非常によく今年度も豊作確実である。春よりの努力がようやく実を結ぶ結果が今、豊作という形であらわれようとしている。一方では豊作という名での米の過剰、新たな転作問題が脳裏を横切るが、まずはひと安心である。

農機具、自動車の展示会が当町でも、となりの町でも開催されている。豊作を当て込んだ販売合戦である。「やはり米がとれなければ……」、展示会見物の人々も心なしか明るい顔である。

新食糧法施行後、農業を取りまく環境の変化に「このままでは農業、農村がもちこたえられない」という危機感、米の価格に市場原理が導入され価格がどうなるのかという心配も、豊作ムードで忘れていたかのようだ。

「災害は忘れた頃にやってくる」ということわざではないが、8 月 20 日に役場で開催された町内の農事組合長会議のなかでの、ある農事組合長の発言。「ところで、農協や町の言う通り自分達の米価格を守る為という事で、言われた通り生産調整をしてきた。その努力の成果と言うか、なんて言うか、結果的に米の買入れ価格はいくらになるんだ。」

一瞬会場内がシーンとなったが、答弁に立った J A の組合長は苦悩の顔をしながら、「政府米の買入れ価格については御存じの通り 60 kg 当たり 15,700 円、自主流通米価格は市場相場との関係もあるが、府県で既に入札されている九州地区の新米価格が昨年よりも 3,000 円～5,000 円下がっています。平成 8 年度産の在庫もかなりあり、最終価格は未定であります、概算払いとして 60 kg 当た

り 13,000 円の予定です。同時に概算払いについては政府米についても同じ価格といたしたい」との答弁に会場内は更に静けさを増した。

8 月 28 日当 J A の理事会が開催された。議件は 9 月 2 日に開催される農事組合懇談会にむけての意志統一である。開会の挨拶で「概算払いは 13,000 円に決定した。地区組合長会議で、各 J A においても抜駆けはしないようにと釘をさされた。当 J A においても歩調を合わせ 13,000 円の数字を懇談会に打ち出し、組合員に了解を戴くようお願いして戴く」との事であった。

確かに米の流通価格が下がっている事は事実である。当 J A では独自に「新米づくり運動」と称し、2 年前より「売れる米づくり」「消費者に喜ばれる米づくり」を組合員と共に研究し、独自の米の検査基準を設定し努力してきた。その結果が全道一律 13,000 円である。

「原価割れだ」、「こんな時こそ農協として何らかの手だてを」、「13,000 円では組合員が納得しない」、「農協に米が集まらない」等々の意見が続出した。結果として理事会の見解は、「努力した結果は必ず報われる」、今が東川としてのガンバリところである。ホクレン（府県で言う経済連）としても産地別精算導入を考えている。組合員には、努力が決して無駄にならないとの事を話し、説得するようにとの事であった。

新食糧法が導入されて 2 年目、コメ農家も経営能力が問われる時代になった。コメの暴落が農家経営を圧迫する中、生産者からはこんな声が聞こえてくる。「たくさん農薬を使って労力を減らせば、安いコメは作れる。国が北海道は日本の食糧基地であると言うならば、国民の健康は我々が守らなければならない。」1 俵 13,000 円という農協の仮渡金では、まともな農家はコメ作りができない。安さと引き替えに失うものを消費者は考えてほしい。近ごろ私のまわりで起こった話題である。

（北海道東川町・東川町農協）